



# 中華民國 台灣投資通信

発行：中華民國 經濟部 投資業務処 編集：野村総合研究所 台北支店

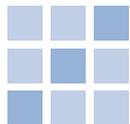
May 2007

今月のトピックス  
 智慧財産案件審理法及び智慧財産法院組織法  
 飛躍する台湾産業  
 風力発電産業(上)  
 台湾進出ガイド  
 台湾の会社合併の手続きについて(2)

日本企業から見た台湾  
 ~ 保聖那管理顧問(股)有限公司  
 許書揚總經理インタビュー~  
 社会の問題点を解決する  
 台湾マクロ経済指標  
 インフォメーション

vol. 141

## 【今月のトピックス】



### 智慧財産案件審理法及び智慧財産法院組織法

2007年3月28日陳水扁總統は「智慧財産案件審理法(知的財産案件審理法)」及び「智慧財産法院組織法(知的財産専門裁判所組織法)」を制定、公表することによって、知的財産を守り、台湾司法の明るい未来を切り拓くという台湾政府の決意を表明した。台湾の司法院(裁判所を統括する組織)は知的財産権の保護強化や知的財産関連案件の妥当処理といった立法の目標を達成するために、知的財産のための裁判所の設立を積極的に立案している。知的財産裁判所の準備組織委員会は「智慧財産法院籌備処」を成立させ、知的財産裁判所設立に関する事項を統括、企画しようとしている。今回は知的財産の創出、保護の意欲を喚起する「智慧財産案件審理法」及び「智慧財産法院組織法」を紹介する。

#### 智慧財産案件審理法

2007年1月9日、第6期第4会期第15回会議において台湾立法院(国会に相当)は司法委員会より司法院に報告し、行政院から審議請求した「智慧財産案件審理法草案」を審査し、三読会(3段階の議案審議のうち議案全体の可否を決定する最終段階)を通過した。同議案は2005年5月22日、10月2日及び12月11日司法委員会の審議にて完了し、同年10月23日にも関連の専門家や実務代表を集め、公聴会を開くことによって議案を完全整備させた。

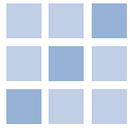
三読会を通過した「智慧財産案件審理法」は全5章に分けられる。知的財産裁判所での審議についてのポイントは以下の通り。

1. 技術審査官を設置し、裁判官の案件審議に協力する。

2. 知的財産案件の審議と通常の訴訟案件の審議とは審議手順が異なる。知的財産案件の審議では民事、刑事訴訟中に、行政訴訟判決を待たず、知的財産権の有無の主張や論点の撤回の判断を知的財産の裁判所自身が認定できるようになった(同法施行以前は、民事訴訟中でも権利人が行政訴訟を提出した場合には民事訴訟が中断される)。

3. 日本の立法例を参考に秘密保持命令制度を導入する。知的財産案件において秘密保持命令を裁判所より発することが可能で、それに違反した者は刑事罰を課されることもある。

4. 証拠保全を強く求め、拒否に正当な理由がない場合、裁判所は強制執行が可能だ。



5. 「暫定処分」を申請したとき、誤った処分申請による損害を避けるために、申請者は処分申請事由の法律関係を明確にする必要があり、十分な説明がない場合には、裁判所がその申請を却下することができる。
6. 第三審の裁判所を除けば、裁判所は知的財産権侵害の民事訴訟を伴う刑事案件の審議の際、刑事民事をともに裁判しなければならない。

「智慧財産案件審理法」の通過によって、知的財産の紛争を迅速で有効的に解決出来るこのほか、「智慧財産法院組織法」の立法も完了し、台湾の知的財産案件訴訟制度が完備された。

### 智慧財産法院組織法

「智慧財産法院組織法」が三読会を通過後、台湾の知的財産案件の審議は新しい段階に向かっている。知的財産裁判所を早期に実際運用できるように、各作業（裁判所の建設や関連する法律細則の策定など）を分業して進めている。

3月5日第6期第5会期の立法院第2回会議で三読会を通過した「智慧財産法院組織法草案」は全8章、計45条である。そのポイントは以下の通り。

1. 所轄範囲は知的財産権関連の民事一、二審の訴訟案件、刑事二審の訴訟案件及び行政訴訟案件。民事第一審の訴訟手順や行政訴訟簡易手順を裁判官は一人で審議する。民・刑事第二審の上訴、抗告の手順及び行政訴訟の通常手順は裁判官三人で合議審議を行う。
2. 知的財産裁判所は執行処を設置し、普通裁判所民事執行処或いは行政機関に代わり強制執行事項を行う事が可能である。また司法事務官を執行処

に置くことも可能。

3. 裁判官には多様な人材を揃えた。知的財産法院の裁判官を務めた者の他、裁判官や検察官の経験者は研修を受けることで、当該裁判官になることができる。また、弁護士、学者、知的財産審査、訴願或いは法制業務に従事した公務員は推薦試験及び研修を経て裁判官の任用資格を取得可能。推薦試験審査委員会の組織、審査及び研修などに関連することは司法院が策定の権限を有する。
4. 知的財産案件は常にハイテクや専門技術の問題に関連するので、技術審査官を置くことで、裁判官の技術問題の判断や関連する技術資料の収集、分析を行う。必要であれば、司法院は知的財産専門知識を持つ技術審査官を招聘することが可能。

### まとめ

司法院は既に2006年7月に知的財産裁判所の裁判官40名の研修を実施し、設立当初は10人程度を選任する予定だ。

その他、司法院では継続的に民事庁、刑事庁、行政訴訟及び懲戒庁によって知的財産案件審理法細則、執行細則の策定研究の他に、「智慧財産法院組織法」の授權策定法規、関連する庁処を指定、策定する。知的財産裁判官の選定、推薦試験方法、裁判官の在職研修等も定める。

また知的財産裁判所処務規程、法廷席の配列方法、傍聴規則、臨時開廷方法及び技術審査官の選定は司法行政庁により策定する。司法院の各関連部署は既に計画通り、積極的に知的財産裁判所の準備作業を進めることによって、専門的な審議という目標を達する見込みである。

飛躍する台湾産業



風力発電産業(上)

原油価格の高騰格、温暖化ガスの削減などの課題に対応するため、台湾は再生エネルギーに関心を向けている。中でも、台湾は地理的に海に囲まれた島であり、風力発電には恵まれた環境を有する。このため、台湾において、風力発電は全ての再生エネルギーの中でも、最も潜在性の高いエネルギーと言っても過言ではない。今月号から二回にわたり、經濟部能源局技術組、工業技術研究院能源環境所へのインタビューを含め、台湾の風力発電産業の概況を紹介する。

目標・法令

再生エネルギーの中長期目標について、經濟部能源局（エネルギー局）は2010年の目標を計5,130MWと掲げている。このうち、風力発電に関しては、2010年の着地予想は1,220MW前後と想定されている（当初目標は2,159MWであったが現在下方修正している）。工業技術研究院は、長期的には、洋上式風力発電が順調に成長すれば、2025年には2,200～2,500MWに達すると予測している。

再生エネルギーを推進するため、『再生能源發展條例』（RPS法）草案は現在、立法院（国会に相当）において二読（二回目の審査）を通過し、与野党調整中である。与野党調整の段階を経て、三読（最終審査）に入る。

『再生能源發展條例』が施行されるまでは、『台電公司再生能源電能收購作業要点』により、風力を含め、計660MWを目標として買電を行っている。『再生能源發展條例』通過後は、計6,500MWを買電する予定であり、これは、風力発電の大きなチャンスと言えよう。

風力発電の買電価格については、陸上式はNT2元/kWhで、洋上式はNT2.7元/kWhである。

また、同条例では送電障害や設備使用のための利害関係者間の調整に関する法律根拠を提供し、業者間の係争についても、政府による調整、法的解決の仕組みを作っている。

業界の現状

台湾の風力発電は国営企業の「台湾電力」が主

導的に推進する。これまで台湾の風力発電環境は未整備であり、「再生能源發展條例」通過後は、民間企業からの投資活性化が期待される。以下に風力発電への参加或いはその検討を行っている企業を紹介する。

1. 台湾電力(Taiwan Power Company)

台湾電力は、風力第一期から第四期までの発電計画がある。各期とも複数のサイトを持ち、進捗状況もまちまちではある。以下に現況を紹介する。

風力第一期には60機を設置、設備容量は合計約9.9MWである。この内、石門風力（6機×660W）、恆春風力（3機×1,500W）、大潭発電所（3機×1,500W）、桃園大園観音（20機×1,500W）など四箇所が正式に商業運転している。新竹香山（6機×2,000W）、台中発電所（4機×2,000W）、台中港区（18機×2,000W）などの三箇所が年内順番に完工し稼働する予定である。

風力第二期には彰工風力、大潭海堤区風力、麥寮風力、及び雲林四湖風力などの四箇所を設定し、合計63機で、12.6MWの設備容量を計画している。このうち、彰工風力は今年4月に本格稼働した。

風力第三期については、2006年4月に經濟部における審査を通過し、林口、彰工（ ）風力、彰化永興風力、彰化王功風力、雲林麥寮（ ）風力、台南海汕洲などを計画している。約52機を設置し、設備容量は計11.2MWである。今年から施工を開始し、2010年に完工予定である。



風力第四期については、場所は未定だが、設備容量を約6 MWに設定して、2011年末に商業運転する予定である。

### 2. 英華威 (InfraVest GmbH)

英華威はドイツ系の企業で、民間企業の中、投資が最も多い(表1)。五つの場所で発電所設置を計画している。現在、竹南、大鵬で発電所を既に立ち上げ、商業運転が始まった。中威台中、鹿威彰濱、鹿威鹿港などは現在、環境影響評価や風況調査の段階である。

表1 英華威の台湾での実績と計画

計画名	設備容量(MW)	商業運転年)
竹南	7.8	2006
大鵬	42	2006
中威台中	32	評価中
鹿威彰濱	48	施工中
鹿威鹿港	37	施工中

出所) 經濟部再生能源推進室、2007/03

### 3. 永伝能源 (The Generations)

永伝能源は彰濱沖の外海で洋上式風力発電所を設置、第一段階で48MW、第二段階で300MWを目標容量として計画している。現在、資金調達の段階にある。

### 4. 台湾再生能源公司

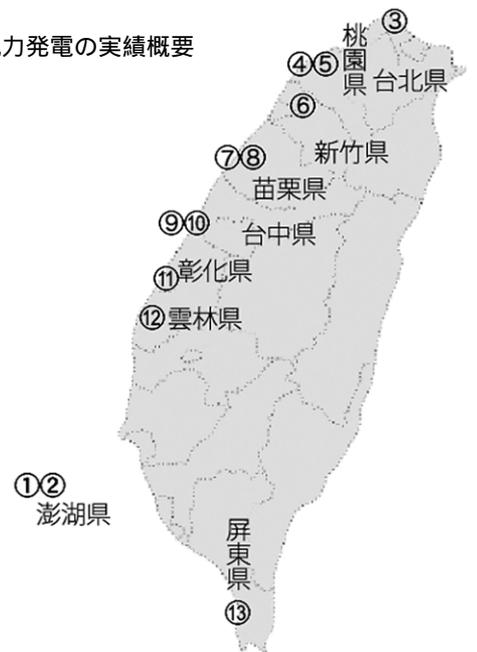
今年3月、台湾再生能源公司是7機の2MWクラスの風車による発電所設置を申請した。場所は台湾電力の台北県の林口火力発電所付近である。また、彰濱芳苑にも風力発電所の設置計画がある。

### 5. 台湾塑膠 (Formosa Plastic Group)

台湾塑膠が出資する子会社台塑鋼鉄も、風力発電市場進出の意思がある。麥寮で発電所設置の予定で、現在評価中である。

また、正隆 (Cheng Loong Corp.) の子会社である天隆造紙 (Tien Long Paper) は、風力発電試験機を設置した。現在は自家発電用途に限られるが、観光用として一般にも開放されている。

図表 台湾における風力発電の実績概要



計画名	業者名	設備容量 (MW)	商業運転時期	注記
澎湖中屯	台湾電力	2.4	2001.10	
澎湖中屯	台湾電力	2.4	2005.06	
石門	台湾電力	3.96	2004.12	風力第1期
大潭	台湾電力	4.5	2005.06	風力第1期
大園觀音	台湾電力	30	2006.04	風力第1期
春風	天隆造紙	3.5	2004.06	
竹南	英華威	7.8	2006.02	
大鵬	英華威	42	2006.04	
台中港区	台湾電力	10	2007.04	風力第1期
台中発電所	台湾電力	8	2007.04	風力第1期
彰工	台湾電力	46	2007.04	風力第2期
麥寮	台塑重工	2.64	1990.12	
恆春	台湾電力	4.5	2005.05	風力第1期
合計		167.7		

出所) 經濟部能源局、NRI整理。(2007/04)



## 台湾の会社合併の手続きについて(2)

今回も引き続き会社合併の手続きについてご紹介する。

必要書類は以下の通り

### (1) 投資撤回及び会社解散許可の申請(消滅会社)

a.委任状.....1部 台北駐日経済文化代表處の査証が必要

b.申請書

内容として含むべき事項

投資と増資の許可内容(ナンバー、許可金額、製品または営業項目等を含む)

投資者の資本金出資金額、所有株数及び投資事業資本総額に占める比率。

投資取消の理由 株主総会の解散に関する決議の旨と日時

c.株主総会議事録

d.会社登記の解散登記

提出先: 經濟部投資審議委員会、地方主務機関

### (2) FIA合併申請及び変更登記の申請

a.委任状.....1部 台北駐日経済文化代表處の査証が必要

b.申請書

内容として含むべき事項

存続会社・消滅会社の投資(増資)の許可内容(ナンバー、許可金額、製品または営業項目等を含む)

合併の理由 投資金額の調整内容 株主総会の合併に関する決議の旨と日時、合併基準日

c.株主総会議事録 d.合併契約書

e.存続会社の変更登記 f.消滅会社の解散登記

提出先: 經濟部投資審議委員会、地方主務機関

### (3) 営利事業登記変更(抹消)の申請(所得税法第19条)

a.申請書.....3部

b.営利事業登記証を返還

c.統一發票購入証を主務機関に取消してもらい返却保管する。

提出先: 台北市、高雄市は同市政府建設局。台湾省の場合は各県市の建設局の聯合審査中心。

### (4) 工場変更登記(抹消)の申請

a.申請書.....3部(工業区にある場合は当該工業区の規定による)

b.工場登記証

提出先: 台北市と高雄市の場合は建設局、台湾省の場合は各市政府

### (5) 貿易会社変更登録(抹消)の申請

a.申請書

提出先: 經濟部国際貿易局

(6) その他、営業特別許可のある場合は、当該主務機関に特別許可登記のライセンスの変更(返還)のための変更登記(抹消)を旨とする申請書を届出ること。また、地政機関への土地・建物移転登記、その他動産等の各主務機関への移転登記については、各主務機関ごとの規定によるので、各所在場所の専門の登記代書屋などに確認し必要書式を準備、登記申請する。

資料出所: 2006年改訂版台湾ビジネスガイド(2006年8月現在)

勤業衆信会計師事務所 Japan Service Group TEL: +886-2-2545-9988 E-mail: chloehai@deloitte.com.tw

横井雅史(Ext.6914) 横山憲夫(Ext.6949) 中辻一剛(Ext.3654)

## 社会の問題点を解決する

パソナ台湾は日本の株式会社パソナの100%子会社として、台湾で人材事業を営む。

同社は人材紹介事業と人事、雇用に関するサービスを柱としている。日系の人材会社としては最初に台湾に進出したパソナ台湾だが、台湾と日本の発展に人材サービス業を通じて貢献し、人材サービス会社のパイオニアとしてビジネスを展開している。

今回は保聖那管理顧問(股)有限公司の許書揚総経理にお話を伺った。

御社の概要と台湾での事業展開についてお聞かせください。

パソナ台湾は、日本のパソナの100%子会社です。パソナグループは人材派遣/請負事業、人材紹介事業、再就職支援事業、アウトソーシング事業など、総合人材サービスを提供しています。

台湾へは1988年に進出し、台北にオフィスを設けて以来、日系企業に対して正社員の人材紹介サービスを中心に提供しています。その他、人事管理システムのコンサルティング、給与調査、派遣サービス、エグゼクティブサーチなど、日系企業のあらゆる人的課題にソリューションを提供しようと業務内容を発展してきました。パソナ台湾で10年以上働くベテランマネージャー陣が指揮を執る中、ビジネスマナー研修、労働基準法の説明、HRノウハウの提供なども行っています。1997年には高雄、新竹にオフィスを置くほか、2000年には英語人材のエグゼクティブサーチのサービス提供、ヘッドハンティングを行う子会社・MGR(Management Gateway Resource)を台北で設立しました。このMGRは在台湾の日系人材会社では唯一のヘッドハンティング会社です。加えてここ数年は、台湾でも派遣の概念が浸透しつつあるので、サービスの強化を図っています。現在登録者数は約5万6千名(そのうち日本人登録者数は台湾の大学で学ぶ留学生を中心に約1千名)で、在台日系人材会社の中ではトップです。しかし最近では日系人材会社の相次ぐ台湾拠点進出で競争が激化してきているのも事実です。



保聖那管理顧問(股)有限公司  
総経理 許書揚氏

台湾の人事関連を中心とした特性は何ですか？

台湾は日本よりも、欧米のように成果主義(Pay for Performance)の傾向が強いです。しかし台湾はかつて日本の植民地である歴史的経緯から、日本語のできる人口は数多いです。私の母もその一人です。そして、日本の良き理解者として、日系企業にとって日本市場と同様に事業を展開しやすい土壌だと考えます。

台湾の労働事情の特性について教えてください。

台湾の労働力率(労働参与率)は約58%で、生計の担い手は主に男性ですが、台北等の都市部では女性労働力率が高く、夫婦共働きは珍しくありません。また失業率は海外諸国と比べるとかなり低く平均4%以下です。

在台湾の日系企業ですが、現在計約1,500社~1,800社で、台湾国内に住む日本人数は約26,000人と言われています。労働者の観点から述べると、多くの日系企業や本社海外事業部の人事責任者は台湾での労働事情、具体的には給与相場を理解していない方が多く、採用時に台湾全体の給与平均よりも低い水準を提示、また個人の業績を重視しない横

## 日本企業から見た台湾

並び式評価で、欧米企業や大手台湾企業に優秀な人材を取られていくケースが珍しくありません。

勤務年数は、台湾の大多数の人事責任者が、社員が2～3年勤務を続けているならまずまずの定着率と考えるなど、かなり短いです。台湾では転職が日常茶飯事で、昔の日本の終身雇用とは大きく異なります。

また大学卒業後に新卒者を4月に大量採用する日本とは異なり、台湾では職種優先で職探しをする人が多いです。

### 海外での事業展開についてお聞かせください。

現在は中国では5拠点（大連、上海、広州、深セン、香港）、北米ではロス近郊の3拠点を含めて7拠点（ロスアンゼルス、サウスベイ、オレンジカウンティ、サンフランシスコ、アトランタ、ニューヨーク、トロント）、またイギリスのロンドン、タイのバンコク、そしてシンガポール、計16の海外拠点を構えています。今後は日系企業の更なる成長が見込まれる中国で拠点を増やし、今以上に精力的に動いていきたいと考えております。また日系企業の多い地域には近々、さらに拠点を増やしていく予定もあり、中国におけるサービスを強化して参ります。その他では、世界的に注目を浴びているインドのマーケットを注視しています。

### 台湾での業務の基本姿勢についてお聞かせください。

創業31年目を迎えるパソナグループ共通の理念はグループ代表を務める南部靖之が創立時に掲げた「社会の問題点を解決する」ことを貫徹することです。例えば台湾はアジアの中で、日本、韓国以上に男女平等の意識が高い上、女性の高学歴化に伴って、管理階層の中で女性が占める比率が非常に高いにも関わらず、日系企業では35歳以上の女性が職を探すのが難しいのが現状です。これは日系企業が台湾の

労働市場を考慮せず、採用活動を行っているためです。このような日系企業に対するコンサルティングをはじめ、働く側に対しては、台湾大学などで開催している講演会で「日本語だけではなく、他の専門スキルを身に付けてください。」と大学生に訴えています。

### 今後伸ばしていきたい分野はどのような分野ですか？

アウトソーシングの活用がグローバル的に浸透しているなか、パソナはこれから日系企業の人事管理部門になることを目指しています。人材の採用は勿論、給与制度や人材育成など、人に関するフルラインサービスをワンストップで提供していきたいと思っています。

加えて、台湾系企業と日系企業、それぞれの需要に応じて、最善のサービスを提供していきたいと考えております。現在台湾企業に対しては、日本で退職する団塊世代の技術者をはじめ、日本から技術人材を取り入れることに力を入れています。また日系企業には台湾で人材の採用から育成まで、人事管理の全面的なサポートをしようとしています。

またパソナは日系の人材会社としてはいち早く海外に進出し、そのことによって蓄積されたノウハウとネットワークがあります。今後は国境を越えた人材紹介サービスが求められます。例えばタイのバンコクで中国語が出来るエンジニアが必要となった場合、すぐに拠点のネットワークを通して中国拠点、そして台北拠点と連携を取り、人材を紹介することを目指していきます。

ありがとうございました。

台灣マクロ経済指標

年月別	国内総生産額		製造業 生産年増率 (%)	外国人投資 (千米ドル)		貿易動向 (百万米ドル)			物価年増率 (%)		為替レート		株 価 平均指数 1966=100
	実質GDP (10億元)	経済 成長率 (%)		総金額	日本	輸出	輸入	貿易収支	卸売物価	消費者 物価	ドル	円	
2002年	10,281	4.25	9.39	3,271,747	608,107	135,317	113,245	22,072	0.05	-0.20	34.75	0.2930	5,225
2003年	10,634	3.43	7.40	3,575,674	726,072	150,600	128,010	22,590	2.48	-0.28	33.98	0.3179	5,161
2004年	11,279	6.07	10.52	3,952,148	826,929	182,370	168,758	13,613	7.03	1.62	31.92	0.3098	6,033
2005年	11,734	4.03	4.48	4,228,068	724,399	198,432	182,614	15,817	0.61	2.30	32.85	0.2795	6,092
2006年	12,277	4.62	5.04	13,969,247	1,591,093	224,017	202,698	21,319	5.64	0.60	32.53	0.2740	6,842
3月	3,011	4.92	6.63	1,378,011	109,797	17,892	16,166	1,726	2.11	0.41	32.46	0.2763	6,501
4月			5.67	236,647	30,803	18,795	16,421	2,374	3.31	1.23	31.91	0.2791	6,941
5月			8.72	898,540	11,009	18,921	18,212	709	6.58	1.58	32.02	0.2866	7,123
6月	2,947	4.57	5.77	301,379	42,748	18,094	16,869	1,225	8.78	1.73	32.40	0.2822	6,548
7月			7.60	1,396,386	54,558	19,576	17,771	1,804	9.19	0.79	32.76	0.2861	6,504
8月			5.52	541,688	144,468	19,373	18,157	1,216	9.10	-0.57	32.91	0.2806	6,552
9月	3,116	5.02	2.90	447,484	79,964	20,081	17,247	2,834	6.90	-1.23	33.10	0.2804	6,782
10月			2.13	1,897,846	228,823	19,840	17,486	2,355	5.76	-1.19	33.26	0.2825	7,029
11月			1.63	671,419	69,589	19,540	17,116	2,424	5.96	0.24	32.43	0.2791	7,267
12月	3,203	4.02	-2.17	2,068,914	748,525	19,606	16,678	2,928	6.38	0.67	32.60	0.2740	7,630
2007年			6.63	500,773	36,116	19,789	17,955	1,834	7.04	0.35	32.95	0.2714	7,815
1月			-4.73	437,900	9,782	14,902	12,674	2,227	6.75	1.74	32.95	0.2749	7,818
2月			0.62	569,895	94,367	19,762	17,546	2,216	7.44	0.83	33.09	0.2804	7,689
3月	3,132	4.03											

出所：中華民國經濟部統計処

インフォメーション・コーナー

2007台北国際食品見本市( FOOD TAIPEI )

**概要**  
 2007年6月21日～24日の間、中華民國對外貿易發展協會 TAITRA の主催により、台北世界貿易センター展示ホールの1階及び2階で台北国際食品見本市( FOOD TAIPEI )が開催される。昨年の展示会には、国内外540社が1,570のブースを設置し、36,063人の国内業者や日本を始めとした3,201の国外参観者が来場した。今年は日本、アメリカ、中米、カナダ、イタリア、アフリカなど27ヶ国の国家館として出展し、延べ589社が1,600ブースを設置し、4万人近いの国内外バイヤーが来場すると予想される。最初の2日は一般の人たちには公開されていない。6月21日は国外バイヤー及びインターネットで審査を通過した国内の事前登録業者向けのみ、6月22日からは参観証を持っている人の入場も可能だ。6月23～24日からは一般の人に開放し、入場券を持っていれば、当日「台北国際食品機械及び技術見本市」及び「台北国際包装工業見本市」への入場が可能だ。  
 詳細はこちらのホームページまで。 <http://www.foodtaipei.com.tw/>

**開催日時** 2007年6月21日(木)～24日(日) 09:00～17:00

**出品物** Fresh fruits & Vegetables, Preserved Fruits & Vegetables, Poultry, Seafood, Meat & Processed Meat Products, Edible Oils, Dairy Products, Health Food, Frozen Prepared Food, Canned Food, Baked Food, Biscuits, Wine & Liquor, Coffee & Tea, Juice & Soft Drinks, Condiments & Confectionery, Tableware, Food and Beverages Chain Store & Franchise.

**展示会場** 台北世界貿易センター展示ホール 1階、2階

**主催** 中華民國對外貿易發展協會 (TAITRA)

**お問合せ及び資料請求** 中華民國對外貿易發展協會( TAITRA ) 展覧六組 専員 陳凱愷( Ms. Katie Chen )  
 張雅蕙( Ms. Evian Chang )  
 TEL: 886-2-2725-5200 ext.2204 FAX: 886-2-2729-1191 E-mail: kethen@taitra.org.tw

ジャパンデスク連絡窓口  
(日本語でどうぞ)

ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

経済部 投資業務処	台北市館前路 71 号 8F	TEL: 886-2-2389-2111 / FAX: 886-2-2382-0497 担当：林貝真 ext. 216 (日本語可)
野村総合研究所 台北支店	台北市敦化北路 168 号 13F-E室	TEL: 886-2-2718-7620 / FAX: 886-2-2718-7621 担当：福島卓 ext. 26 / 凌瑞卿 ext. 33 / 何佳娟 ext. 23
野村総合研究所 アジア中国事業コンサルティング部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-6-5丸の内北口ビル	TEL: 03-5533-2709 (直通) / FAX: 03-5533-2724 担当：杉本洋

● ジャパンデスク専用 E-mail: [japandesk@nri.co.jp](mailto:japandesk@nri.co.jp) ● ホームページ <http://www.japandesk.com.tw>

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用 Eメール、もしくは野村総合研究所台北支店宛にお願い致します。